

令和3年

健康福祉委員会

3月12日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和3年3月12日

午前10時00分 開会

午後零時22分 閉会

1. 出席委員

委員長	郷右近 修	副委員長	いとう ひろし
委員	林 ゆきひろ	委員	近藤 ひろひで
委員	三浦 桂司	委員	清水 義昭
委員	一色 美智子		
議長	毛 受明 宏		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事課長	塚谷 友昭
庶務担当係長	山田 恵子	議事担当係長	寺島 慎二

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
健康長寿課長	浅井 俊一	保育課長	二宮 眞由美
指導保育士	樋口 桂子	保険医療課長	伊藤 克代
子育て支援課長	川原 静恵		

5. 傍聴議員

服部 龍一	堀内 ちほ	中村 めぐみ	ごとう 学
青木 亮	宮本 英彦	鶴飼 貞雄	近藤 郁子
月岡 修一	ふじえ 真理子	近藤 善人	

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長から御挨拶をよろしく願いいたします。

市長。

○市長（小浮正典君） 皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は11の議案でございます。多いですけれども、慎重審査をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

続いて、議長から御挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（毛受明宏議員） おはようございます。

本日の健康福祉委員会は11議案になりますので、慎重審査をよろしく願いいたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席いただきますので、よろしく願いいたします。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合には意思表示を明確にいただき、論点を整理して反問をしていただきますようお願いいたします。また、反問を終わる場合にも意思表示を明確にいただくようお願いいたします。

（委員長の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 林委員。

○林 ゆきひろ委員 資料要求をお願いしたいです。

議案第24号の豊明市介護保険条例の一部改正についてで、この条例が介護保険料の金額を設定する条例ですので、その金額の根拠を確認したいため、第8期の介護保険事業計画の事業費の見込みの資料をお願いしたいです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 資料請求が林委員からございましたが、当局において資料をまず用意できるでしょうか。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 第8期の計画のほうの会議の資料のほうから案の部分のコピーはできますので、用意できます。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） また、どのぐらいの時間を要するでしょうか。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 多分10分ぐらいあれば大丈夫だと思います。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 分かりました。

それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。本委員会としてただいまの資料請求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 賛成多数であります。したがって、当局においては審議までに資料の用意をしていただくようによりしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、議案第22号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第22号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正及び国民健康保険税の適正化を図るために必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正では、国民健康保険税の課税限度額の引上げと低所得者世帯に対する国民健康保険税軽減判定所得基準額の見直しがその主な内容でございます。

まず、課税限度額についてでございますが、第2条第2項ただし書にて医療分の基礎課税額の課税限度額を定めており、61万円を63万円に改めます。また、同条第4項ただし書

は介護納付金分課税額の課税限度額で、16万円を17万円に改めます。この改正により課税限度額についていずれも国が定める金額と同額となります。

次に、第23条の低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定所得基準額について33万円を43万円に、納税義務者及びその世帯に属する被保険者のうち給与及び公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる場合には当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額とします。これにより国民健康保険税軽減判定において平成30年度税制改正による個人所得課税の見直しが及ぼす給与所得者等への不利益な影響を排除することとなります。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日より施行し、令和3年度以後の年度分の課税から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 医療分が61万から63万、後期支援は同額で、介護給付のほうは16万から17万ですね。3万引上げになったが、全体で幾らぐらい引上げになるか、お願いいたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 全体でというのは、全部を合計してということですね。

今現在が全部、介護分までかかる人に対しては96万円のところが99万円となります。

以上です。

（そうじゃなくての声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） もう一度詳しく答弁をお願いいたします。

○保険医療課長（伊藤克代君） 医療分、後期分、介護分の合計で今現在96万円ですが、3万円の引上げになりますので……。

（市全体の影響額の声あり）

○保険医療課長（伊藤克代君） ごめんなさい、市全体ですね。すみません、引上げ後に課税額がどのくらい上がるかということですね。令和2年度ベースでの試算ですけれども、全体で約310万円ほど増額すると見込んでおります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑のある方は。

清水委員。

○清水義昭委員 課税限度額の引上げ、医療分、介護分なんですけども、これが今回改正することによって国の基準と同額になるということなんですけども、県内の自治体の中で国の基準と同額じゃないところというのは何市町あるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 国が今の金額に引き上げたのが令和4年4月1日からなんですが、そのときには……。失礼しました。令和2年の4月1日なんですが、そのときに本市も含めまして県内の市で9市がまだ国の限度額よりも低い状態でした。来年度について確認したところ、全ての市が99万円になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑の……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 限度額を上げることによって影響が出る世帯数はどれぐらいありますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） これも今年度、令和2年度ベースの試算での数字なんですけれども、引上げ前のときは142世帯の限度額超えの世帯数がありました。限度額を引上げることで130世帯となりますので、12世帯が限度超えでなくなる状態になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑が……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 確認ですけども、限度額を上げることによって国保税が上がる。かかる人が3万円だったりとか、増える人がいると思うんですけど、130世帯は限度額を超えたままということなので、国保税自体は上がるという、そういう認識でいいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） おっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 じゃ、その世帯が99万円になるということなんですけども、本会議でその上限の世帯で夫婦で子ども2人のケース、年収でたしか約1,097万円という回答だったと思うんですけども、同じケースのそういった年収で協会けんぽとか共済組合の保険料はどれぐらいかというのは算出されてますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 協会けんぽの例は確認をしております。同じ1,097万円の給与収入として協会けんぽの場合、幾らになるかということなんですけども、内訳が医療分と後期分と介護分とあるわけなんですけども、医療分と後期分の合計について国保では合計で63万円と19万円の82万円のところで、協会けんぽでは本人負担の部分が約55万3,000円ぐらいになります。介護分について国保は17万円の限度額ですけれども、協会けんぽについては約11万1,000円という数字になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は……。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 要するに今回、介護分を含めると99万円の国保税、上限だとそういうふうにかかってくると思うんですけども、協会けんぽだと六十二、三万円ぐらいというようなふうかなと思いましたが、共済組合だとまたさらにもう少し安くなると思うんですけども、私の知り合いのフリーランスの方とか、そういった方からは非常にこの国保税が厳しい、高いというような声を聞いているんですけども、そういった声というのはそういった課に届いてたりとか、そういうのはあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） もちろん納付の相談をする中でなかなか難しいというようなお話をお聞きする中でそういったことは、高いというようなことはお聞きすることはございますが、今回引上げをお願いしている部分はあくまで課税限度額ですので、高所得のある方に対してのみの影響になります。御相談を受けるのは低所得だったり中間層の所得の方で、そちらについては今回は引上げの対象とはしておりませんので、あくまで高所

得の方のということでお考えいただきたいと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 この限度額の金額は市が独自で決めることができるのか、法律で国の基準に合わせなければならないというような縛りはあるのかどうか、お願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 法律で国が定める限度額の範囲内で市町村が条例で定めるということになっておりますので、必ずしも国の限度額に合わせてはいけないということではないです。ただ、国の限度額よりも低い水準で市町村の限度額を決めると、必要な保険料として徴収すべき必要な金額は変わりませんので、高い人の税額が抑制されるということは、その分低い所得の方たちに税率を高い税率にしないといけないという形になってくるので、限度額については国と同じにしたいということです。また、さらに平成30年度の国保改革においてもそのように方針が示されておまして、県内で統一していくということも今後話し合われておりますので、うちだけ低い水準というわけにはいかないということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 確認ですけども、そのときは一般財源からの繰入れというのは赤字扱いになるとか言われたんですけど、そのとおりですかね。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 一般財源からの繰入れの中でその他繰入れ、法定外その他繰入れですね。その中でも、例えば保険税の減免した部分について充てるとか、あと、保険事業について充てる部分は繰入れが認められておりますが、足りない部分ですね。決算上足らなくなると、どうしても一般財源から繰り入れて納付金の支払いをすとか、そういう部分については赤字という扱いになっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第22号、豊明市国民健康保険税一部改正について、今回は反対の立場で討論します。

今回の改正は限度額を引き上げということで、対象となるのは高所得者なので問題がないかなというふうにも思いましたが、限度額が引き上げられるそういう約1,000万の世帯というのも様々事情があるというふうに思っていて、例えばフリーランスの方でも子どもが何人かいらっちゃって、そういった共働きのケースもあり得ますし、国保税は均等割によって世帯の子どもが多ければ多いほど限度額に達する年収が下がってくるというようなこともあると思います。さらにこのフリーランスというのは年によって年収が大きく変わってくるようなこともありますので、そうした中で年間99万円の国保税というのは非常に厳しい、高いのではないかなと思います。

そもそも国保税は年々上がっている傾向にありまして、市はそれに追随しているような状況で、限度額は以前、市は国基準よりも低い設定がしてありましたが、それが今は非常に国基準とほとんど同じのような形になっていまして、そうした国基準に合わせてどんどん国保税を上げていくという市の姿勢に対しては容認ができないため、反対とします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 まずは賛成の立場で討論しますが、詳しくは本会議で討論いたしますけども、ちょっと考えの違いはいつも出るんですけども、社会的弱者の人をどうやって救済するのか、根本的にちょっと考えは違うので、平成30年度、先ほど課長が言われたように、国民健康保険、都道府県化されまして、豊明は藤田医科大学とか個人病院が多くあるのですぐに医療にかかる恵まれた立地にあって、その分医療費が県内で高いのが現状で、多くの人が病院にかかれば医療費に跳ね返るのは当然で、不足分を一般財源からつぎ込めという考えもあるかもしれません。しかし、制度改正で、今、質疑の中で一般財源からの繰入れは総体的にも赤字扱いになって、段階的に削減するという方向でした。たしか今後10年程度で赤字を解消していくと言われた記憶があります。そのための税率改正とか課税限度額の引上げで、今まで国基準より低く抑えられておりましたけども、裏を返せば、今、林委員が言われたように、高額所得者の保険税が抑制されるということになるので、今回、

国基準に合わせたらということは妥当性があると思いますので、国民皆保険制度、この制度を維持するためにお願いして、賛成といたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

清水委員。

○清水義昭委員 賛成で討論します。

今回、メインは年収の高い人になると思いますけども、限度額の引上げということで。それをしかも国の基準のほうにするということですけども、ここを国の基準にしておかなくて低いままですと、低所得者の方の国保税を引き上げる、もしくは赤字のための補填を法定外繰入れをしなければならないということになりますので、反対する理由は全くありませんので、賛成です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 賛成の立場で討論いたします。

そもそも独立採算の保険制度ではありませんので、国基準内ということで、それで、説明にあったように、限度額が国基準を下回れば、その分、いわゆる高所得者に通常の負担というか、負担が増えるというところがありますので、これを反対することになると、中低所得者、ならしてそこに負担がかかるということなので、全く反対するところはありませんので、賛成といたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第22号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 賛成多数であります。よって、議案第22号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件についても理事者の説明を求めます。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、議案第23号 豊明市遺児手当支給条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、災害や新型コロナウイルス感染症による認定申請の遅延に対応するため必要があるからです。

それでは、内容の説明をいたしますので、1枚お開きください。

第6条の改正は、遺児手当の受給資格者がやむを得ない理由により認定の申請をすることができなかった場合でも、15日以内に申請することで申請ができなかった日に属する月に申請があったとして取り扱うものです。

経過措置としまして、令和2年4月10日から施行日の前日までの間に生じた新型コロナウイルス感染症の発生、または蔓延に起因する認定の申請をすることができなかった場合につきましては、施行日以後15日以内の申請であれば適用することとします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

清水委員。

○清水義昭委員 追加した条例ですけれども、その理由がやんだ後15日以内に申請という、その15日というものが出てきた根拠をお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 児童手当法や児童扶養手当法、愛知県の遺児手当法が全て15日以内というところに合わせております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 こういったケースで対象となり得るようなそういうケースであったりとか、あと、そういった問合せというのは今まであったんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 今まではそのような相談ケースはありませんでした。考えられる想定といたしましては、申請月を例えば5月にしようと思っていたときにコロナの感染症の蔓延を恐れたりだとか、陽性者になられた方で申請ができなかった場合の対応を考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今の御回答でコロナの影響によって申請の遅延に対応するということがなんですが、災害、その他やむを得ない理由というのがその対象者の方が感染であったりとか、濃厚接触者により自宅待機ということ以外にも、緊急事態宣言とか、そういったことで外出自粛をしていたと、そういうことも含まれるという認識でいいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 委員のおっしゃるとおり、その部分も含まれております。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） すみません、少し補足で。

緊急事態宣言ということですが、不要不急の外出ということに対しての行動変容を求めていますので、そこが1つの判断基準になるかなど。この申請が不要不急なのかどうかというところもあると思いますので、ケース・バイ・ケースといいたいでしょうか、恐らくは不要不急ではないというふうに思います。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 ケース・バイ・ケースという言葉を使おうと思ったら先に言われた。その他やむを得ない理由というところは本当にケース・バイ・ケースで判断されると思うんですね。コロナにかかわらず、本当にいろんなパターンが出てくるので、流動的というか、包括的に判断していかれるということによろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） そのとおりです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 コロナに対する影響でというところで、この条例改正のところを見ますと遡りが令和2年4月10日からというふうになっています。コロナの感染拡大で学校休校だともっと前からされていたと思うんですけども、今回、この令和2年4月10日というところを基準にしている理由は何でしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） こちらも愛知県の遺児手当と同日付で合わせた形で市の遺児手当のほうも調整の改正をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第23号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、第24号ですが、ここで先ほど請求のありました資料の配付を事務局をしてせしめます。

（事務局資料配付）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、資料の配付が終わりましたので、進行いたします。

議案第24号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

今配付もありました資料も含めまして、本案件についての説明を理事者から求めます。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、豊明市介護保険条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定における介護保険料の改定及び地方税法の一部改正に伴い必要があるからでございます。

それでは、内容を説明いたします。参考資料のほうの新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

まず、第6条の改正につきましては、対象年度を第8期の介護保険事業計画期間の令和3年から令和5年度に改めた上で第1項第1号から第13号まで、これが各階層ごとの保険料の年額になります。こちらのほうの保険料を現状の保険料から改正するものでございます。第1号は3万600円、第2号は4万4,200円、第3号は4万7,600円、第4号は6万1,200円、第5号は6万8,100円、第6号は8万1,700円、めくっていただきまして、次のページになります。第7号は8万8,500円、第8号は9万5,300円、第9号は10万2,100円、第10号は10万8,900円、第11号は12万2,500円、第12号は13万6,200円、めくっていただきまして、第13号は14万9,800円にそれぞれ改めます。

なお、第7号及び第9号においては、基準となる所得の境目についても国の政令に合わせて改正をしております。

4ページ目の第2項の改正は、保険料改定に伴い、第1号から第3号までの第1段階から第3段階までの低所得者軽減についても改めております。

また、地方税法等の税法改正によるものとしましては、第6条の第1号、第6号、アの改定におきまして合計所得金額不算定における改正部分を反映させております。

また、附則、これは改正文のほうになりますが、附則の第2条におきまして給与所得控除及び公的年金所得控除の改正部分の調整も行っております。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行し、令和3年度以降の年度分の保険料から適用いたします。

以上で説明を終わります。

あと、先ほどの資料のほうの説明をさせていただきたいと思えます。

こちらにつきましては、第8期の計画の末巻部分にあります保険料改定に対するプロセスの部分のところがございます。そちらのほうの策定委員会での会議の資料から実際にこの内容で計画書のほうは策定をいたしますけれども、そちらの部分からのコピーでございます。総費用額というものを出示しまして、それに対していろんな収入のほうを見込みながら保険料のほうを、残った保険料のほうの部分割り当てるような形になるという形のものであります。

その下のほうですね。標準給付費の見込みというところなんです。一番上の一番左の欄の項目のところになります。標準給付費見込額Aというのが給付費の見込みになります。それから、その下、地域支援事業費というのが予防事業とかといったところ、あと、それから、包括支援センターなりの包括的事業の部分ですね。そちらの部分になります。そこから算

定額として出してくる部分というのがまずDの部分、そこから調整交付金とかいう部分をまず除くような形になるということ、それから、あと、市町村特別給付というのは全額保険料負担になりますが、そちらのほうはプラスするような形、あと、それから、その下の保険者機能強化推進交付金等、これはインセンティブの部分でございますけど、そちらのほうもまた加える形で最終的な、若干、実は中に項目のほうはまだ隠れておりますので、ずばり計算は合わない形にはなるんですけども、必要額としては一番下の、これは3か年になります、この37億という金額ですね。そちらのほうが出てくるというところでございます。保険料必要額としては全体の3か年の部分でまとめて見る形になっております。それぞれの給付のほうの見込みをしているのが令和3年度、令和4年度、令和5年度というところの表示になります。

この説明につきましては以上になります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 資料、ありがとうございます。

先ほど少し説明がありましたけども、調整交付金と保険者機能強化推進交付金、これは第7期にはなかったんですけど、第8期から新たに出てますが、どういうときにこの交付金というのが支給されるのかということをもう少し詳しくお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 調整交付金につきましては、本来、国の負担割合というのは25%ありますが、そのうちの5%はこの調整交付金のほうで操作されるという形になっております。調整交付金ですので本来の固定的な割合ではなくて、主に例えば高齢者の割合とか、そういったところで加算されながら全国に配分するような形のものになります。

あと、その下の保険者機能強化推進交付金です。インセンティブの部分ですが、これ以外にもあるんですけども、そちらにつきましては市の取組についてインセンティブとして金額のほうで算定されて入ってくるというものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

いとう副委員長。

○いとうひろし委員 13段階ある中で、議案の1号から13号までであると思うんですけど、ほとんど金額が全部変わってきます。増額されてきます。これというのは基礎額が変わってきているのか、利率が変わってきているのか、どちらでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） こちらのほうは先ほどの基礎額が第5段階の金額ですね。年額でいきますと今回6万8,100円、年額になります。そちらのほうを基準にしまして、そこに係数を掛けて第1段階から第13段階までを決めるという形になりますので、そちらの底上げすると全体が同じ率で上がるという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 確認ですけど、今のところ、6条1項第5号かな、これが6万6,100円から6万8,100円になってて、ここが基準額になると思うんですけども、そこが調整率が1.0のはずですね。現行だと第1段階が調整率が0.3、それから、第13段階になると2.2の調整率になると思うんですけども、調整率は全く変わらずに基準額のみの変更という理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 金額の算定としてはそのとおりになります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一度資料のほうなんですけども、これ、第7期とまた比較してみますと標準給付費見込額のほうが増加しておりまして、地域支援事業費のほうはこれは7期と比べると減少しているんですね。この中で7期と比較してどういったサービスが増えていくと、そういう見込みなんですでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） この地域支援事業費につきましては、項目としまして前回の部分が初めてのよう形で算定をしています。その部分については実はスタートがその期になりますので、実はよく分からない状態で本当に推測で見込んだという形になりますので、今回が割と実態に近いという形のものになっているというようなイメージでお取り

扱いいただければいいかなというふうに思います。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 資料でちょっと教えてください。一番最下段、保険料収納必要額のところですが、8期が合計が約37億と。令和7年度の、これ、予想だと思うんですが、例えば6、7、8を平均して3を掛けると45億、令和22年だと65億が必要額だという見込みというような資料の見方でいいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） こちらにつきましてはこれをどう計算しているかというところですが、国のほうが提供しております見える化システムというのがあります。そちらのほうに必要な数値を入れていって計算するような形になります。例えば、この給付費の見込みにつきましては、過去3年間、実際は今年度というのが少し異常値になる可能性もありますので、実際はその前の段階での給付率の伸びというのを示しながらこちらにつけてるといような形になっております。そのような形で計算をしておりますのでというところですね。ある程度機械的な算定という形になるかと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 それにしても、いずれにしたって将来にこれがどんどん金額が減っていくというようなことはないかと思うんですが、そういった資料でいいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 今回の計画に比べて下がっていく可能性があるかということですね。ということではなくて、基本的には上がるという方向しかないと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、地域支援事業のほうは新たに7期のほうは新しく設定した

のでまだ分からず進めていたと。今回はかなり実態に近くしているということなんですけど、今度は標準給付費のほうは市としてこういった介護サービスを拡充していきたいとか、こういったものも増えてくるのではないかと予測しているとか、そういった考えというのとはつかんでるのでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的にこの計画の中、これはたしか全協とかでもお示ししている部分があるかもしれませんが、これから特に今期の途中から団塊の世代がまず後期高齢者に突入するという形になります。あと、その上の世代というの也比较的豊明市は多く見えまして、そちらの方々が今度はさらに高い年齢層にかかるということになりますので、これから当面の間は給付費のほうはかなり伸びていくという形になります。うなぎ登りになっていくというので何年か後にピークを迎えるような形になりますので、そこに備えていく必要があるのではないかなというふうに今考えておるところで、このシステムで計算をしておりますけれども、見解としてはそのような判断をすべきかなというふうに思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 確認なんですけども、議案質疑があったと思うんですけど、本来幾らになるはずが幾らの負担になって緩やかな上昇を抑えることができる。ちょっと数字を教えてくださいなんですけれども、本会議質疑であったと思うんですが。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 議案質疑のほうで中村めぐみ議員が質問をしておりますので、そちらのほうでのお答えでという形になります。

本来、我々、基準額としまして、先ほどの基準になります第5段階、そちらのほうの月額という数字を使います。この月額につきましては、従前の7期のほうでは5,515円が月額という形になっています。そちらのほうで5,675円に引き上がるという形で、160円が引き上がるというような形の計算になります。そのときに御説明をさせていただきましたのは、本来、基金の繰入れをしてそちらを引き下げるといって御説明をしているかと思えます。そのときに基金のほうについては現在の基金の残高から3億8,000万ほど取崩しをして保険料の上昇に充てるという形の御説明をさせていただきました。その段階では、もともとあ

る金額から580円ほど下げたという形がこの160円の増額という形の、その投入分は580円分の引下げに充てるような形の計算で160円の増額という形にさせていただいたという形の御説明をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 じゃ、基金の3億8,000万がならせば580円の引下げということによろしいですね。本来ある基金から3億8,000万ほど取り崩しましたよね。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） もう一度、つくりのほうですね。もしも基金の投入をしなければ580円プラス160円増分ですから740円の増額になってしまうというところです。そちらのほうで基金を充てて580円分を減額させていただくという形で、今回その160円の増額に抑えたという形の説明になります。申し訳ありません。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 ごめんなさい、三浦委員のことの確認ですけども、6条の第5項、第5号か、1項第5号の現状だと6万6,100円、年額ですか、になっているのが基金を取り崩さなかった場合は7万4,980円になるのかな、計算すると。になるのが今回基金取崩しで6万8,100円に抑えられているということでもいいのかの確認です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まずざっくり計算をしますと、この6万8,100円というのが7万5,000円ぐらいに多分なるような計算になるかと思しますので、そちらのほうから下げ幅としては下げておるとい形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの給付費の見込みが増えているのは高齢者が増えてきてということだというふうに理解をしているんですけども、第7期のそういったサービスの利用

状況などの傾向を分析して、例えば訪問介護がどうか、通所介護がどうか、そういったふうにして第8期に反映させているというような、そういう部分はあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 先ほど御説明いたしました。全体のトレンドとしまして引上げ額、引上げの割合を数値として入力した上で引上げをしていますので、その部分でどういう形の傾向があるかというのは、その引上げの部分のトレンドといいますか、そちらのほうである程度説明される部分なのかなというふうに思っていますので、細かい部分のそれがこの後どうなるかという部分については若干調整する部分としてはありますけれども、基本的にはトレンドを重視した形で計算をしているという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 基金3億8,000万、取り崩した根拠がある程度あると思いますけど、ちょっとその点を教えていただきたいと思いますが。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 現在、大体9億7,000万ほどの今年度末で積立額が出るという形になります。それに対してどれぐらい崩していくのかというところ、全額崩すということも手としてはないわけではないかと思いますがけれども、先ほど申し上げたとおり、これから数年か後にピークを迎えるような形になりますと、そこに対しての備えというのは必ず必要になってまいりますので、そこも含めた上で大体今4割ほど崩すような計算で3億8,000万という数字を出しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 第8期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を見ると認定者数を減らすための効果的な事業を推進していくというような記載があるんですけども、どういった事業を推進するのか。また、それによって認定率はどの程度抑制されるような見込みなんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） まず、認定率の見込みについてはあまり想定ができる部分というのは実はございません。難しい話になります。何をどれだけやったらどれだけ認定率が下がるというのは非常に難しい計算になりますので、そちらはちょっと言及は避けさせていただきたいと思います。

あと、どのような事業というところになります。そちらにつきましては、これは地域支援事業とか、そういったような部分、介護予防事業というのももちろんございますので、そちらのほうについて皆さんが御存じの例えばまちかど運動教室のような地域のほうでの介護事業みたいな部分ですね。それから、あと、それ以外にはもちろん給付のサービスとしまして介護予防の事業とかがございますので、そちらのほうについてはより一層、例えばケアプランをつくる上でもケアマネとの密接な関係性をつくるとか、そういったような形で進めていきたいという形になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

一色委員。

○一色美智子委員 1点お聞かせください。先ほど、3年間で3億8,000万円繰り入れてくるとお聞きしたんですが、これって一般会計の繰り入れて国から決められているということはあるですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 繰り入れの部分は介護保険というのは基本的に法定になっておりますので、国民健康保険みたいにちょっと自分のところの裁量があるわけではなくて、これは完全に率が決まっておる形で市町村の負担分がそのまま負担分の割合というのがありますので、その部分が厳密に言うところとちょっと違いますけれども、半分が保険料ですね。その残りが国費、県費、あと、市の負担という形になりますので、その市の負担部分というのが繰り入れをするという形になりますから、その部分は基本的には変わらないといえますか、裁量がないという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほど、認定率のどれくらい抑制されるかというのは分からないということですが、豊明市の地域包括ケアの豊明モデルというのでされていると思いま

すけど、これでどの程度介護費が抑制されたかとか、今後されるか、そこは分かるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 豊明市、推し進めております地域包括ケアモデルですね。そちらのほうにつきましては豊明モデルという形で活性化して今進めておりますけれども、こちらのほうにつきましては、これは介護保険の費用を下げるとかというような形に特化した内容ではございません。あくまで高齢者の方が今ある暮らしを続けていけるためのシステムでありますので、そちらは介護保険に特化したものではございませんので、あくまで認定率が上がって、例えば上がってしまって介護状態になっているという方でも、それを何とか支えていくためのシステムでありますので、そういった意味での意味合いになりますので、これが進めばどれだけ認定率が下がるかという形のものではないように私は解釈しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もちろんこれが認定率を下げるためのものではないとは思っているんですけども、それによって幾らかはそういった認定率は下がるかなと、介護費も抑えられるのかなというふうに思っていたんですが、それはやはり分からないということでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） もちろん全体のモデルでありますし、それにつきましてはある程度影響する部分というのはあるとは思っております。特に地域と例えば連携をさせていただいて、例えば先ほど出ましたまちかど運動教室のものとか、各種サロンとか、そういったものは展開しております。そちらのほうについてはある程度介護度を伸ばさないようにする、またはキープする、または介護のほうに陥らないような状態にするというところを少し遅らせることはできるとは思っております。ただ、年齢が来るとやっぱりこれは必ずそういう形になっていく割合というのは増えてまいりますので、そこについて細かくその辺りをどう計算するのか。実際に介護認定率というのが7期のほうでもそれがきっちり下がっているかというとは実は下がってない形で、やっぱり上がってしまっている

いうこと、これだけ私ども豊明市のほうで地域のほうにお願いをしながら一生懸命まちかど運動教室とかをやっております。そちらのほうが無関係なのかという話になってしまいますので、その辺りについては私はちょっとこれ以上議論ができないかなというふうに思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 別のことでですけど、今回、先ほどもいろいろお話がありましたけども、本来であれば月額740円上がるところを基金を3億8,000万円取り崩したということでは160円に抑えたというような回答がありましたが、これ、計画を見ると、第6期から第7期の変化で見ると月額の基準額の上げ幅というのが40円なんです。今回基金を取り崩したということだけでも、160円ということで、前回の比較と比べるとやはり上げ幅はちょっと高くなっているんですけども、その辺りの理由は何でしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 先ほど申し上げました。これからピークのほうに迫ってまいりますので、私どもとしましては、ある程度の基金を投入してでも本当はそれぐらいの金額でやっぱり上がってしまうという形になります。その使い方についてもという議論もあるかと思えますけれども、今回、私どもとしましては、先ほど申し上げたとおり、これからはもちろん本来はもう少し高い金額になっていくべきところがあります。ほかの市町村もそういうふうになっていくようなところがあるというのは聞いておりますので、そのような形がないように、市民の方には本来上げていかなきゃいけないというトレンドがもちろんございますので、そこを何とか抑えていきたいという形で今回の4割ぐらい基金を崩すという方向で考えておるといところでございますので、その辺りの成り行きといたしますか、そういう形のもので今計算したもので進行していきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 最後に、県内で他市と比較して保険料がどれぐらいの位置にあるの

かというのは把握されてますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） これは第7期の状態でございます。豊明市、非常に介護施設については恵まれた環境にあるというのは前からの話で、それが裏返しとしまして介護保険料がやはり高くなっていると。特に入所系のところについてはたくさん入ることができますので、高くなるという傾向にあります。第7期の状態で県内では上から8番目でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ございませんね。

それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第24号 豊明市介護保険条例の一部改正について、今回は賛成の立場で討論します。

月額160円の幅に抑えたということで、基金の活用と、それから、そういった介護の事業所の豊明モデルの成果もあるかもしれないんですけども、そういったこともあるかなと思いますけど、ただ、もともと基金がたくさん積み立てられているというのは、やはり過去、介護保険料を高く取っていたんじゃないかなというふうにも考えられるわけです。今までと同じように予測して余ってしまって基金を積み立てるということではいけないのかなというふうに思ってます、できるだけ正確な数字をつかむように努めていただきたいと思います。市民の方々に対して負担を増やすような形になるわけですから、今回はやむを得ないかなというふうに思いますけども、それくらい慎重に検討していただいて今後につなげていただくようお願いして、賛成します。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

三浦委員。

（発言する者あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） すみません、林委員に一応御確認だけさせていただきます。林委員、賛成とおっしゃいましたよね。

○林 ゆきひろ委員 賛成です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 分かりました。

では、改めまして、ほかに討論のある方はございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 将来のことを考えなければ基金を一気に取り崩して負担を減らすという考えもあるかもしれませんが、今うちの地域でも80歳以上の人が400名を超えていて、85歳以上の方の4分の1程度が介護保険を活用していると聞いております。これから団塊の世代の人が一気に後期高齢になりますし、今だけ考えて今ある基金を枯渇させるわけにはいきませんので、ベターな一部改正だと思いますので、賛成いたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） そのほかに討論のある方はございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第24号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は全会一致により可決すべきものと決しました。

1時間ほどたちましたので、ここで休憩を取ります。10分ほど休憩といたします。

午前10時56分休憩

午前11時6分再開

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、休憩を解き、議事を再開いたします。

続きまして、議案第25号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてと、議案第26号 豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてと、議案第27号 豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてと、議案第28号 豊明市指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてであります。関連がございますので一括議題といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。議案第25号から議案第28

号までの4議案を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第25号から議案第28号までの4議案について、理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、議案第25号から説明させていただきます。

議案第25号 豊明市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、国の基準省令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

では、1枚おめくりをいただきます。

第3条の改正では、第3項として、利用者の人権擁護や虐待防止の観点から、体制整備や研修などの措置の条項を、第4項として事業所単位でのPDCAサイクルの推進やケアの質の向上を目指すための情報の活用に関する条項をそれぞれ追加いたします。

第12条の改正では、地域密着の通所介護サービス事業者においても災害対応として地域との連携に努める条項を追加いたします。

第28条から第41条の改正は、条ずれに対する修正部分となります。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行します。

続きまして、議案第26号になります。豊明市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、国の基準省令の改正により必要があるからでございます。

では、1枚おめくりください。

第3条では、国の基準省令の改正により、第3項として、利用者の人権擁護や虐待防止の観点から体制整備や研修などの措置の条項を、第4項として、事業所単位でのPDCAサイクルの推進やケアの質の向上を目指すため、情報の活用に関する条項をそれぞれ追加いたします。

第7条では、地域密着の通所介護サービス事業所においても、災害対応として訓練に地域住民の参加が得られるよう、地域との連携に努める条項を追加いたします。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第27号になります。豊明市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、国の基準省令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

では、1枚おめくりをいただきます。

第4条において、第5項として、利用者の人権擁護や虐待防止の観点から体制整備や研修などの措置の条項を、第6項として、事業所単位でのPDCAサイクルの推進やケアの質の向上を目指すための情報の活用に関する条項をそれぞれ追加いたします。

なお、附則として、この条例は令和3年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第28号になります。豊明市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について説明いたします。

この案を提出いたしますのは、国の基準省令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

では、1枚おめくりをいただきます。

第4条において、第5項として、利用者の人権擁護や虐待防止の観点から体制整備や研修などの措置の条項を、第6項として、事業所単位でのPDCAサイクルの推進やケアの質の向上を目指すための情報の活用に関する条項をそれぞれ追加いたします。

なお、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、一括議題ということですので、どの号の議案なのか明確にお示ししながら質疑を行っていただければと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第25号から28号全てなんですが、この対象となる事業者がどれだけあるのか。指定地域密着型サービス事業者や指定介護予防認知症対応型通所介護事業者だったりとか、上がっているんですけども、それぞれの事業者がどれだけ豊明市内にあるのかということをお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） これは各条例がありますが、そこに対応するところのという解釈でいいですか。分かりました。

そうしましたら、第25号のほう、それから第26号のほう、それぞれ市内では11事業所ということになります。それから、第27号につきましては、これは包括支援センターのこと

を指しておりますので3つです。それから、第28号についてはケアマネの事業所になります。そちらについては一応14という形の把握をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

近藤ひろひで委員。

○近藤ひろひで委員 25号から28号全てなんですけど、これ、国基準ということでもあると思うんですけど、いわゆる介護に関わる従事者の、本当に虐待だったり、何人も殺してしまったりというような事故を鑑みて、予防措置等も含めて、こういう明文化をもうちょっときちっとしたという解釈でよろしいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） そのとおりでございます。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 先ほどの事業所数なんですけど、25と26は同じ11事業所という解釈でいいですか。その中を見ると指定地域密着型サービス事業者が25号のほうで、26号のほうは指定地域密着型介護予防サービス事業者ということで変わっているんですけど、同じという認識でいいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） こちらのほうにつきましては、一応サービスを行うところの内容というよりも、各サービスごとに基準のほうに分けて書いてある形になっていきますので、基本的には同じ事業所がサービスを提供する上では、これは予防に当たるサービスも含めて提供する形になってますので、同じという形で認識して間違いないと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 25号、第12条中第2項、3項を1項を足す、第1項の1項を加えるとして、この部分で、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないと書かれておりますが、これ、今まで、ここの管轄でないかもしれませんが

も、大久伝は今訓練しておりますけども、よその事業所も全部努めなければならないという表現なんですけども、ほかの事業所も行うということですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 今回の改正につきましては、先ほどの大久伝のところについては入所系のところですか。そちらは既に条例の中にそこは組み込まれている形になっていまして、今回は通所系といいますか、居宅系のところについてもそれをするという形になっておりますので、基本的にはそのような形で、これは努めなければならないというふうになっておりますので、そういうような形の連携をしていただくような形に努力しててくださいという形の内容になるかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 それぞれの議案にあるんですけども、利用者の人権の擁護、虐待防止等のための必要な体制の整備という記載がありますけども、市としては具体的にどのようなことだというふうに考えていますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 市としてはというよりも、国から示されている内容としては、虐待の発生やそれを防止するための委員会のようなものを開催するようなこと、それからあと、それに対する指針のようなものを整備していただくこと、それからあと、それに対して研修、職員の研修を行うようなこと、それからあと、そういう担当者を定めるようにという形の内容になっておりました。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 もう一つ、介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めなければならないというふうに入ってますけども、これは具体的にどのようなことを行うんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 現在、介護のほうの、介護ケアするときの効果というものがなかなか見極められないというような状況もあります。特に科学的な根拠みたいなものがなかなか示せないような形で今進んでいるというところもございますので、そちらのほうも含めて、実際に介護に関係するような、実際にどんな方がどんな介護を受けられて、どんな経過になって、次にどんな形の介護をすべきかというようなところ、そういったようなところを、国のほうのそういうシステムが今実は用意されている、構築されている形になっておりまして、そちらのほうにデータを提供するような形で、そのフィードバックを受けるような形で、その事業所のほうがより適切な計画をつくっていくという形ができるというような方向になっているということでございますので、そのような形のことを推奨するような形の内容になっている内容でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑は。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の議案で関係する事業者というのは、市が認可だったり監査を行う、そういう事業者という認識でよいでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 市のほうに認可基準があるもので、市が監査を行うというところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 今回の条例改正で運営の基準が変わっていますが、事業者への周知は市としてはどのように行うのでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） 基本的に事業所の周知といたしますか、そもそも事業所がやるためにはこの辺りの監査のほうをしっかりとまいりますので、その辺りについては、まずはその事業所のほうでもう既にこれは把握をしていることとございます。全体の介護報酬の改定の部分というのは非常に大きな部分で、こちらのほうは都度周知がされている

形になっておりますので、そちらに対応する形で対応していただくという形になります。
あと、私どものほうで指導監査等はもちろん入りますので、その段階ではその辺りをチェックしてまいるということになります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 議案第25号から28号まで、賛成の立場で討論を行います。

運営基準の改正に伴って条例改正ということですが、この運営基準の改正は、そもそも施設の運営の質の向上を図るために行うものだというふうに認識しています。基本的には事業者が行っていくことなのですが、市が監査指導を行うということですし、市内の介護サービスを担っていただいている大事な事業者ですので、市としてもこういった市内の介護事業者としっかり連携を図っていただいて、質の向上に努めていただくようお願いをしまして賛成とします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ほかに討論はございますか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） ございませんか。

それでは、討論を終結し、採決に入ります。

まず初めに、議案第25号について採決を行います。

議案第25号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号は全会一致により可決すべきものと決しました。

続いて、議案第26号について採決を行います。

議案第26号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号について採決を行います。

議案第27号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第28号について採決を行います。

議案第28号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、議案第31号 令和2年度豊明市一般会計補正予算(第20号)についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件についても理事者の説明を求めます。

近藤課長。

○社会福祉課長(近藤有紀子君) 令和2年度豊明市一般会計補正予算書(第20号)の社会福祉課所管分につきまして御説明いたします。

歳出の主なものを御説明いたしますので、52ページ、53ページをお開きください。

53ページ最下段、3款1項1目 社会福祉総務費、福祉推進事業の減額につきましては、民生委員事務委託料の変更契約によるものです。

続きまして、54から57ページにかけて御説明いたします。

55ページ最下段、3目 心身障害者福祉費、心身障害児者福祉推進事業の減額につきましては、主に、ページおめくりいただきまして57ページ上段にごございますパラリンピック採火事業委託料の未執行による減額、10月に補正をお認めいただきました介護・障害福祉サービス事業所支援給付金の執行残によるものです。

続きまして、60ページ、61ページをお開きください。

3項1目 生活保護総務費、生活保護事業の減額につきましては、主に高校卒業程度認定試験合格者支援事業補助金などの執行残によるものです。

歳入につきましてはございません。

以上となります。

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) 続いて、説明をお願いいたします。

伊藤課長。

○保険医療課長(伊藤克代君) それでは、保険医療課所管分につきまして御説明をいた

します。

歳出から御説明いたします。補正予算書55ページを御覧ください。

上から3つ目、国民健康保険特別会計繰出事業で650万1,000円の減額です。

説明欄を御覧ください。国保税の低所得者軽減などの影響分に対して繰り出す保険基盤安定繰出金、保険税軽減分と保険者支援分、1つ飛んで財政安定化支援事業繰出金の増額は本年度の繰出額の確定によるものです。職員給与費等繰出金の減額は、国民健康保険特別会計における総務費の減額分であります。一番下のその他国民健康保険特別会計繰出金は1,417万6,000円の減額です。これは上記のその他以外の繰出金の増減分と国民健康保険特別会計における県支出金の増額分等を調整した金額となっております。

1ページおめくりいただき、56、57ページをお願いします。

上から2つ目、4目 福祉医療費40万7,000円の減額は、執行見込みによる不用額の減額です。

その下、5目 後期高齢者医療費で436万9,000円の減額です。説明欄を御覧ください。1つ目の後期高齢者医療広域連合事務費負担金と3つ目の後期高齢者医療保険基盤安定繰出金の減額は共に本年度の額の確定によるものです。2つ目の後期高齢者医療事務費繰出金の減額は後期高齢者医療特別会計における総務費の減額分となります。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、16、17ページを御覧ください。

一番上の14款1項1目5節 保険基盤安定負担金の124万9,000円の増額と、2枚めくっていただきまして、20ページ、21ページ、15款1項1目、上から3つ目の6節 保険基盤安定負担金393万6,000円の増額は、共に国保の基盤安定繰出金に対する国と県の負担分の確定によるものです。その下、7節 後期高齢者医療保険基盤安定負担金188万7,000円の減額につきましても、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金に対する県負担分の確定によるものとなります。

以上で保険医療課分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、健康長寿課所管分の補正予算について御説明をいたします。

まず、歳出の御説明をいたしますので、54、55ページをお願いいたします。

下段、3款1項2目 老人福祉費の右ページ、老人福祉事業の説明欄でございます。2段目、介護施設等整備補助事業補助金1億338万2,000円の減額は、予定しておりました地域密着型サービスの施設整備につきましても、今年度一時中止させていただいたことから、計上しておりました補助額を減額するものでございます。

その下、介護・障害福祉サービス事業所支援給付金444万円の減額は、10月の13号補正にてお認めいただきました介護事業所への給付金について、執行残見込みを減額するものでございます。

その下、4 老人福祉事業65万円の減額は、老人保護措置費、老人介護手当給付費について、それぞれ執行状況より減額するものでございます。

その下になります。介護保険特別会計繰出事業987万5,000円の減額は、介護保険特別会計の執行見込みにより、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

続きまして、62、63ページをお願いいたします。

2段目になります。4款1項3目 健康推進費、健康推進活動事業は、風疹の抗体検査及び予防接種委託料などの減額の執行見込みから2,000万円を減額するものでございます。

下から2段目、5目 保健センター運営事業につきましては、光熱水費の執行見込み等から83万2,000円を減額するものでございます。

最下段になります。6目 休日診療所運営事業につきましては、休日診療所で使用する医薬材料費につきまして、受診者数の減少などにより230万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明をいたします。16、17ページにお戻りをいただきたいと思えます。

最下段になります。14款2項3目 衛生費国庫補助金、右ページの説明欄になります。風しん対策事業費等補助金の952万円の減額は歳出の減額に伴う減額でございます。

それから、めくっていただきまして20ページ、21ページをお願いいたします。

下の表の2段目、15款2項2目 民生費県補助金、右ページ、2節の老人福祉費補助金1億338万2,000円の減額は、歳出で御説明をいたしました介護施設整備に係る補助金の減額により、財源となる県の補助金を減額するものでございます。

次に、26ページから29ページにかけてのものでございます。17款1項1目 一般寄附金でございます。29ページの説明欄の老人福祉費寄附金4,520万円の増額につきましては、市内の方から遺産の一部を寄附いただいたものでございます。高齢者関連の事業の財源として使わせていただくものでございます。

あと、繰越明許費の補正のほうの御説明をいたしたいと思えますので、8ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正の追加についてでございます。

4款 衛生費の新型感染症予防接種事業5,893万3,000円は、1月の第18号補正でお認めをいただきました新型コロナウイルスワクチンの接種に関する予算につきまして、ワクチ

ン接種に関する計画が後ろ倒しになってきている現況から、お認めいただきました予算全額を繰り越すものでございます。

以上で健康長寿課分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 引き続き、説明を願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） それでは、子育て支援課所管分につきまして、主なものを歳出より御説明いたします。

補正予算の56、57ページを御覧ください。

3款2項1目 児童福祉総務費、1 児童福祉人件費は665万円の減額です。

続きまして、58、59ページを御覧ください。

2 児童館等管理運営事業435万1,000円の減額です。説明欄を御覧ください。中段、光熱費100万円、放課後児童育成事業200万円は執行の見込みで減額するものです。

3 児童福祉事務事業4,315万4,000円の減額です。説明欄を御覧ください。中段から子育て世帯への臨時特別給付金380万円、児童手当費2,140万円、児童扶養手当費1,400万円は執行の見込みで減額するものです。

続きまして、60ページ、61ページを御覧ください。

一番下です。4款1項1目 保健衛生総務費、保健衛生人件費2,332万5,000円の減額です。

続きまして、62ページ、63ページを御覧ください。

2目 母子保健費、母子保健活動事業237万7,000円の減額です。説明欄を御覧ください。電算関係委託料100万円は執行の見込みで減額するものです。

続いて、歳入の説明をさせていただきますので、14ページ、15ページを御覧ください。

14款1項1目 民生費国庫負担金、2節 児童福祉費負担金1,893万4,000円の減額です。これは、先ほど御説明いたしました児童扶養手当費、児童手当費を減額したためです。

続きまして、16ページ、17ページを御覧ください。

14款2項2目 民生費国庫補助金、2節 児童福祉費補助金は161万7,000円の減額です。児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金は、当初人員の配置ができなかったんですが、配置ができたということで218万3,000円を増額してあります。その下の子育て世代への臨時特別給付金事業費補助金は、歳出で説明いたしました子育て世代の臨時特別給付金を減額したためです。

続きまして、3目 衛生費国庫補助金、1節 衛生費補助金のうち地域保健従事現任教員推進事業費補助金142万2,000円の減額は、こちらの補助事業の対象外となったためです。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。

15款1項1目 民生費県負担金、3節 児童福祉費負担金356万7,000円の減額は、歳出で説明いたしました児童手当費を減額したためです。

下段になります。15款2項2目 民生費県補助金、5節 児童福祉費補助金1,226万7,000円の増額です。説明欄を御覧ください。放課後等デイサービス支援事業費補助金の増額は、新型コロナ感染拡大により学校が休校になったことによる増額分の金額です。

続きまして、児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金につきましては1,074万7,000円です。こちらは感染症対策のために購入しました備品などに係る増額です。

続きまして、26ページ、27ページを御覧ください。

17款1項1目 一般寄附金、1節 一般寄附金、説明欄2段目、衛生費寄附金5,896万7,000円は、市民の皆様や事業所様より新型コロナウイルス感染症対策として寄せられました寄附による増額となっております。

最後になりますが、30、31ページを御覧ください。

下段、21款1項2目、1 児童クラブ改修事業債1,070万円の減額です。こちらは8ページを御覧ください。第3表 地方債補正で、双峰児童クラブ室の改修工事につきまして、市債の発行を全額取りやめたものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 二宮課長。

○保育課長（二宮真由美君） それでは、保育課所管分につきまして説明をします。

歳出から説明をします。58、59ページを御覧ください。

3款2項2目 保育園費、1 保育人件費6,120万円の減額です。2 保育事業1億1,147万6,000円の減額です。

主なものについて説明をさせていただきます。説明欄を御覧ください。

長時間保育等業務875万9,000円の減額は執行見込みからの減額です。賄材料費266万2,000円は、新型コロナウイルスの4月、5月の緊急事態宣言時の保育園の登園自粛に伴う減額になります。

1ページおめくりください。

上段2行目の施設型・地域型保育給付費7,607万6,000円は、執行見込額からの減額になります。

5行目、子どものための教育・保育給付交付金等返還金2,144万8,000円は、12月補正でお認めいただいた令和元年度分子どものための教育・保育給付交付金等返還金のうち、保育対策総合支援事業費、小規模保育事業改修費等補助金の返還時期が令和2年度から令和

3年度に変更になったためです。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページを御覧ください。

上段、12款1項 民生費負担金、3 保育園費負担金1,011万円の減額です。これは新型コロナウイルスの緊急事態宣言時の保育園の登園自粛に伴う保育料の減額のためです。

下段、14款1項1目 民生費国庫負担金、3 保育園費負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金3,803万8,000円の減額です。これは歳出で説明をしました施設型地域型保育給付費の2分の1の減額をしております。

16ページ、17ページを御覧ください。

下段、14款2項2 民生費国庫補助金、保育園費補助金、保育対策総合支援事業費補助金783万7,000円の増額です。これは公立保育園、民間保育所等への新型コロナウイルス感染予防対策への補助金になります。

18、19ページを御覧ください。

下段、14款4項2目 民生費国庫交付金、2節 保育園費交付金、保育所等整備交付金3,000万円の減額です。これは認可保育所等整備補助金に対する国庫交付金が充てられる予定でしたが、1ページめくっていただいて、下段の15款2項 県補助金、2目 民生費県補助金、6節 保育園費補助金の子育て支援対策基金事業費補助金3,476万8,000円の県のほうに採択をされたためです。

20、21ページの上段を御覧ください。

15款1項1目、4 保育園費負担金1,901万9,000円の減額です。これは歳出で説明をしました施設型・地域型保育給付費の4分の1の減額です。

30、31ページを御覧ください。

下段、21款1項 市債、2目 民生費、2節 保育園改修事業債、保育園改修事業の5,120万円の減額になります。これは東部保育園解体工事分について全額取りやめるためです。

8、9ページを御覧ください。9ページのほうになります。

第3表 地方債補正、変更で、保育園改修事業が1億5,520万円から1億400万円になります。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 58ページ、59ページの児童福祉事務事業の子育て世帯への臨時特別給付金380万円減ですけれども、執行見込みの減ということでありましたけれども、この臨時特別給付金で辞退された方がいらっしやったのか。これだけ減になっている理由をお聞かせください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 辞退はありませんでした。

それで、減額している理由なのですが、こちらの特別給付金は、児童手当の支給の方につきましては市役所の子育て支援課で把握しておりますが、豊明市に住んでいらっしゃる公務員の方につきましてはの児童手当は豊明市では所管外なので、そちらの見込みです。国のほうから全体の児童手当の大体1割ぐらいを見込んで積算をとということになっておりましたので、その公務員の方の申請分が見込みよりも実績がなかったということで今回は減額となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その下の児童手当、児童扶養手当で、児童手当は2,140万円とかなり大きな減なんですけれども、これは当初多く見積もっていたということなんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 予算上と比べますと、3歳から小学生までの第1子と第2子について、予算よりも実際の執行が減となっておりますが、全体の執行の割合を見ますと予算の98%ぐらいの執行の残となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

清水委員。

○清水義昭委員 1点だけ。

今59ページの一番上に当たると思うんですけど、国庫支出金が375万円入ってきていて地方債が1,070万円減、一財が259万9,000円の増なんですけど、ここ、説明欄のところは全部減なんですけど、国県が増えている理由というのはどういうことなんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） コロナ対策の部分の入が当たっていると思います。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 清水委員。

○清水義昭委員 では、何ページのどの歳入が当たっているのでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 20ページ、21ページの5 児童福祉費補助金、こちらになります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 21ページの多分下から2段目のことをおっしゃられていたような気がするんですけども、1,074万7,000円、これの歳入、補助金ですかね、この歳入の内訳を教えてください。支出、歳出に振り分けた内訳。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） すみません、もう一度、ごめんなさい、御質問お願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 清水委員。

○清水義昭委員 先ほど375万円の国県の元が、21ページの恐らく下から2段目のことをおっしゃったんじゃないかなと思うんですけど、それはまず間違いないのでしょうか。下から2段目の児童福祉施設業務、違うかな、ですよね。だと思うんですけど、それはまず間違いないのでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） そのとおりです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 そこは、これは県かな、県のほうから1,074万7,000円来ているんですけども、それが先ほどの児童福祉総務費のところ375万円当たってるんですけども、それ以外のところはどういうふうに当たってるんですかというふうにお聞きしています。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 後で御説明いたします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） 児童福祉施設業務体制確保対策事業費補助金の保育園分にも当たっていて、それが、当たっているのが699万7,000円が保育園分に当たっています。保育園分でいうと58、59ページの、マイナスになるんですが、保育事業のところの国県支出金のところに計算が入っています。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

清水委員。

○清水義昭委員 確認、保育のほうに確認ですけども、保育園費かな、3款2項2目 保育園費の2事業の、保育事業のマイナス3,745万5,000円の中に井でおるという、そういうことですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） そのとおりです。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 ちょっと今の質疑と関係するかもしれないけど、60ページ、61ページの施設型・地域型保育給付費のこの減というのは、コロナのそういう影響というような認識でいいですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

二宮課長。

○保育課長（二宮眞由美君） ここはコロナではなくて、令和2年度につきまして新設園が、民間の新設園、2園あるんですが、そこが定員より約8割ぐらいの利用者になっています。その分の減になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 8ページ、第3表 地方債補正の児童クラブ改修工事の市債の発行を取

りやめたと云ったけれども、ちょっと廃止の理由を教えてください、交付税措置が取れないので何か一財に振り替えるとか何か聞いたんですけれども、ちょっと内容を教えてください。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

（廃止のほうです。児童クラブ改修事業、1,070万の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 当初は1,070万円は一般の単独事業債で、いわゆる縁故債でということでしたけども、今回は全体の財源の調整により、今回は一般財源に全部振り替わったということになります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、言われたように、縁故債、一般財源に振り替えたほうが有利なのか、一般財源の中には臨財債のほうも一般財源として取り扱っておりますけども、振り替わっていると思えばいいんですか。意味、分かりますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 委員のおっしゃるとおり、有利ということで置き換わっております。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

三浦委員。

○三浦桂司委員 ちょっと一般質問にならないように気をつけますけども、一般財源に振り替われば、臨財債が最も有利な起債ということは今まで答弁何度もいただいておりますけども、これによって児童クラブを整備いたします。臨財債も一般財源、本会議場で臨財債は資産を形成できないという意見がありましたけども、このような市債の発行というのは資産形成のためにもなるわけですかね。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） 委員のおっしゃるとおり、一般財源だとしても資産の形成はできる、できます。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに。

清水委員。

○清水義昭委員 すみません、三浦委員の質疑のちょっと続きで申し訳ないんですけども、要するにこの市債を取りやめて別の、ここの委員会以外のところの市債を残すような形にしたほうが基準財政需要額的にも有利という、そういうような考えでこの起債を取りやめたとか、そういうようなことですか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 財政に近い内容になってきますが、答弁できますか。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） すみません。まずは、全体的に財源調整と課長が説明したとおりでございますので、3月の補正予算では全体の有利な財源に全て振り替えていくという作業を財政当局がします。その中で一般単独事業債という、三浦委員御指摘のとおり、縁故債という市内の金融機関様に御参加いただいて入札、利率入札するようなものよりは、財政融資資金であるとか、さらにいえば臨財債が一番有利なんですけども、そういうものにどうやって振り替えていくかという検討がなされたんだと思います。そういう中で、今回児童クラブのほうで当初予算を認めいただいておった縁故債は、まずは下げようということになったのではなかろうかということでございます。ですので、さらにいえば、一般財源ではあるんですけども、児童クラブの資産形成もさせていただけましたし、さらにいえば、玉突きなのかもしれませんが、一番有利な臨財債に振り替わることで交付税措置がされて、一般財源の縁故債であったものが100%交付税で戻ってくるというような整理をしていただけたんだというふうに理解しております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 所管の質問内容にさせていただきますようによろしくお願いいたします。

引き続き、その他質疑のある方はいらっしゃいますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 16ページ、17ページの歳入で児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金、ちょっとこれ、聞き漏らしちゃったかもしれないんですが、これが何に使われたのかということで、特に歳出の増が見当たらないんですけども、何に当たっているんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁できますか。

川原課長。

○子育て支援課長（川原静恵君） こちらの入につきましては、当初お認めいただいております家庭相談員の会計年度職員の給料が歳出に当たっております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

ございませんか。よろしいですか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

いらっしゃいませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第31号のうち、本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号のうち、本委員会所管部分については全会一致により可決すべきものと決しました。

少々お待ちください。

それでは、このまま残りの議事についても続行したいと考えますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、続きまして、議案第32号 令和2年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案件についても理事者からの説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第32号 令和2年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,364万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億554万7,000円とするものでございます。

では、歳出から御説明いたしますので、10ページ、11ページを御覧ください。

1款 総務費では、年度末までの執行見込みにより、不用額23万4,000円を減額いたしま

す。

2 款 保険給付費におきましては、給付費に不足が見込まれますことから 1 億4,497 万5,000円の増額をいたします。

1 枚めくっていただきまして、12ページ、13ページをお願いします。

3 款 国民健康保険事業費納付金でございます。国庫補助金、県交付金の増額見込みにより、一般財源から特定財源への財源振替を行うものでございます。

1 枚おめくりいただき、14ページ、15ページをお願いします。

上段の4款1項1目 特定健康診査等事業費で568万4,000円の減額です。執行見込みにより不用額を減額するものでございますが、説明欄の未受診者対策委託料488万4,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見合わせたものでございます。中段の2項1目 保健衛生普及費は県交付金の増額見込みによる財源振替です。

下段の5款1項1目 国民健康保険財政調整基金費では2,458万9,000円を増額いたします。これは基金利子と前年度繰越金の一部を基金に積み立てるものです。今回の補正予算をお認めいただきますと、積み立て後の基金残額は1億9,161万3,464円となります。

続きまして、歳入を御説明いたします。4ページ、5ページにお戻りください。

上段、1款 国民健康保険税は1,078万5,000円の減額です。これは新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免分を減額するものです。中段の2款 国庫支出金、1項1目 災害臨時特例補助金では647万円の増額をいたします。国保税のコロナ減免分の一部が国から補助されるものです。

下段、3款 県支出金、1項1目 保険給付費等交付金です。1節 普通交付金で1億3,933万9,000円、2節 特別交付金で489万8,000円をそれぞれ増額いたします。交付金額の増額見込みによるものでございます。

1 枚おめくりいただき、6ページ、7ページをお願いします。

下段、5款1項1目 一般会計繰入金です。1節 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で441万5,000円、2節 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）で249万8,000円、1つ飛んで5節 財政安定化支援事業繰入金で99万6,000円を本年度の繰入金の確定により増額をいたします。3節 職員給与費等繰入金23万4,000円の減額は、歳出で説明いたしました総務費の減額に伴う減額です。

1 枚おめくりいただき、次のページの6節 その他一般会計繰入金につきましては1,417万6,000円を減額いたします。これは県支出金特別交付金の増額分やその他以外の一般会計繰入金の増減分などをその他一般会計繰入金で調整したものとなります。繰入金全体としては650万1,000円の減額となります。

その下、6款1項1目 繰越金3,022万1,000円は、前年度からの繰越金を計上するものです。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者からの説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 15ページの基金の積立てですけども、先ほど、今、これ、積み立てすると残額が約1億9,000万円ほどあるということになりますけども、これ、積み立てしている理由、どういったことに使うのかとか、そういったものはあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） 理由としましては、翌年度以降の国保の運営に効果的に使っていくということです。具体的には今段階的に保険税の水準を上げていっているところですけども、それに対して基金を一定程度繰り入れて、税額が急激に上がらないようにという調整をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 4ページ、5ページのところで、まず1款1項のところで、コロナに対する減免ということで約1,000万ほど減がある。これに対して、下の2款1項で災害臨時特例補助金というのが出ているということですけども、国からこの一部というのがどのようなルールでこの金額で出ているのかということと、あと確認で、この残りは特別会計のこの中であとは市がやりくりするという、そういう認識でいいんでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） コロナに関する減免分を、保険税の減免分については、この今言いました災害臨時特例補助金で頂ける分と、その下の県支出金の中の保険給付費等交付金の特別交付金の中に特別調整交付金分というのがあるんですが、こちらのほうでもいただけるふうに分けて、2つに分けて減免分が補填されるという形になっていますので、2款のこの647万円と、この特別調整交付金分が56万9,000円の減になっていますけど

も、この中には実はコロナで補填される増の分が入っているという形になります。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 その特別調整交付金分の中の増の部分というのが幾らぐらい、幾らなのかというのは分かりますか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） こちらで、今回の補正予算で計上している部分は431万5,000円分になります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第32号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、清水委員。

○清水義昭委員 ここで3分ぐらい休憩もらいたくて、議案と関係のない職員の皆さんに退出していただいてはいかがでしょうか。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 少々お待ちください。

皆さんにお諮りいたします。この後の議案が後期高齢者と、それから介護ということで、そこに関わりのない職員の退席というふうな趣旨でございます。ですが、皆さん、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは、当局でこの後の議案に関わりのない職

員の方は退席ください。

それで、暫時休憩いたします。

午後零時7分休憩

午後零時11分再開

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

続きまして、議案第35号 令和2年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

この案件についても理事者の説明を求めます。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） それでは、議案第35号 令和2年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

では、歳出の主なものから説明をいたしますので、8ページ、9ページをお願いをいたします。

上の表、第1款3項 介護認定審査会費、合わせて650万円の減額は、認定審査会の委員報酬や遠隔地の調査委託費などについて、執行見込みから不用額を減額するものでございます。

続いて、その下段です。3款1項 介護予防・生活支援事業費、合わせて1,700万円の減額は執行見込みにより不用額を減額いたします。

おめくりいただきまして、10ページ、11ページをお願いをいたします。

上段、3款2項 一般介護予防費1,000万円の減額は、介護予防事業費委託料の執行見込みにより不用額を減額するものでございます。

下段になります。5款1項 基金積立金は、給付費等の執行見込みにより1億2,093万円を増額して基金を積み増すものでございます。

本補正予算をお認めいただきますと、本会議場ではちょっと9億5,000万ぐらいの数字になっておりました。こちらは9億7,049万9,879円が基金の残額になります。

続きまして、歳入について、主なものを御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いをいたします。

上段の3款2項 国庫補助金、2目 地域支援事業費交付金（介護予防事業）の540万円の減額は、歳出で説明をいたしました3款の地域支援事業の減額に伴う国庫分の減額でございます。

その下、中段、4款1項2目、同じく地域支援事業支援交付金729万円の減額につきましても、同じく地域支援事業の減額に伴います第2号被保険者分の交付金の減額でございます。

あわせまして、その中段、5款3項の県支出金の1目 地域支援事業交付金（介護予防事業）337万5,000円の減額も同じく地域支援事業費の減額に伴う減額でございます。

次のページになります。6ページ、7ページをお願いいたします。

中段になります。7款1項 一般会計繰入金の合わせて987万5,000円の減額は、歳出の減額に伴う市負担分の減額でございます。

最下段になります。8款1項 繰越金の1億1,271万1,000円の増額は、令和元年度からの繰越額を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林 ゆきひろ委員 8ページ、9ページの歳出の1款3項の認定審査委員会についてですけれども、この減というのが650万、当初の想定よりもそういった介護認定の審査する件数が少なかったというような認識でよいのかということと、あと、コロナの影響によってそういう業務が進まなかったとか、そういったことは関係あるのかないのかということをお願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） こちらにつきましては、審査会、年度当初、予算では85回の審査会というのを予定しておりましたけれども、実際は今77回という形になる見込みでございます。開催見込みにつきましては、昨年度と実は同じ金額、同じ日数になっている形なのであまり変わってはおりませんけれども、額のほう、当初に予定していたところで20名分の現任研修というのを予定しておりましたが、そちらのほうをまず開催がなかったということで、ここで減額をしているというところがございます。

あと、コロナの影響でというところがございますけれども、実際に今、認定数自体が減っているのは、介護の認定期間が少し延びているということがあります。2年から3年に延びたというのが2年ほど前にありましたので、そちらの部分の影響で減っているという部分があるというところ、それから、あとコロナの部分で影響だという形になります。

と、基本的には審査、認定調査とかはそのまま行う方針で行ってございましたけれども、やはり一部事業所のほう、ちょうど入院して見えるとかというところで調査に行けなくて少し延びているというパターンがございますので、その分だけは若干影響した部分があるかなというふうに思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

清水委員。

○清水義昭委員 1点だけ確認させてください。

4ページ、5ページの一番下の県補助金の金額をもう一度お願いします。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁願います。

浅井課長。

○健康長寿課長（浅井俊一君） これは5款の3項の県補助金の地域支援事業費交付金（介護予防費事業）の部分でよろしいですか。337万5,000円の減額でございます。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第35号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第36号 令和2年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案件についても理事者からの説明を求めます。

伊藤課長。

○保険医療課長（伊藤克代君） それでは、議案第36号 令和2年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ349万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,679万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明をいたしますので、失礼しました、歳入歳出をそれぞれ11億3,697万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明をいたします。6ページ、7ページをお願いします。

上段の表、1款 総務費、1項1目 一般管理費で66万1,000円の減額、中段の表、2項1目 徴収費で28万9,000円の減額です。いずれも執行見込みにより不用額を減額するものでございます。

下段の表、2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは加入者から徴収した保険料と低所得者の保険料軽減分を一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金等を合わせて後期高齢者医療広域連合へ支払うものですが、保険基盤安定繰入金の額の確定を受け、254万円を減額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、4ページ、5ページをお願いします。

2款 繰入金、1項1目 事務費繰入金で95万円の減額です。これは歳出で説明いたしました総務費の減額に伴う減額でございます。

その下、2目 保険基盤安定繰入金254万円の減額につきましては、これも歳出で御説明いたしました、保険基盤安定繰入金の額の確定により繰入額を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第36号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（郷右近 修議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

委員会報告書については私に御一任願えるでしょうか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(郷右近 修議員) ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査お疲れさまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午後零時22分閉会